

訪問看護及び介護予防訪問看護サービス重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業者	一般社団法人 横浜市都筑区医師会（平成7年4月1日設立） 代表者 会長 深澤 立		
事業所名	都筑区医師会訪問看護ステーション		
事業所所在地	神奈川県横浜市都筑区牛久保西1-20-21		
事業所の種類	訪問看護 介護保険事業所番号 1463890001（平成12年2月2日設立）		
電話番号	☐ 045-913-5181	FAX	☐ 045-911-6700
管理者氏名	宮島 佳代		

2. 事業内容と運営方針などについて

1) 事業の目的

この事業は、要介護、要支援状態、医療依存度の高い状態、ターミナルの状態でかかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた方等に対し、看護師等が訪問し適切な療養上の支援や指導を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅療養者の生活の質の向上を図ることを目的とします。

2) 運営の方針

看護師などは利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。訪問看護の実施にあたっては、地域の医療・保健・福祉サービス、関係市町村と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものと致します。

3) ご利用者様の個人情報の取り扱いについて

①本事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第3者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第3者に漏らすことはありません。

②あらかじめご利用者、ご家族の同意を書面で得た場合は、前項の規定にかかわらず、介護支援専門員との連絡調整、主治医との連携など、その他必要な場合に個人情報を利用できるものとします。ご利用者及びその家族の個人情報の利用につきましては別紙記載のとおりです。

③本事業所はこれから地域で活躍する介護や看護の専門職の質の向上と人材の確保のため、学生実習を受け入れており、その際にご利用者及びご家族の個人情報を利用させて頂くことがあります。

4) 事業所の情報開示について

本事業所では、事業運営の透明性の確保のため、ご利用者及びご家族様のご要望があれば事業計画や財務管理等の情報を開示致します。

5) 24時間対応体制について

本事業所では、ご利用者様がより安心してご自宅で暮らすことが出来るよう、24時間体制で電話等による対応をしています。必要に応じて看護師の訪問や主治医など医療機関への連絡対応などを行います。

3. 事業実施地域

横浜市都筑区全域、都筑区に隣接する青葉区・港北区の一部及び川崎市宮前区の一部の地域

4. 営業時間

営業日	月～土曜日（但し国民の祝日と12／29～1／3は除く）		
受付時間	月～土曜日（9時～17時15分）		
サービス提供時間	9時～17時15分	24時間対応体制を取っています。	
24時間対応体制を取っています。			

5. 職員の体制

職員の配置については、指定基準を遵守し、訪問看護サービスを提供しています。

管理者	1 名				
看護師	1 3 名以上（副管理者 1 名 主任 2 名）				
理学療法士	3 名以上	作業療法士	1 名以上	言語聴覚士	1 名以上

6. サービスの内容

- 1) 「訪問看護」は、ご自宅で療養されている方が安心して療養生活が送れるように、主治医の指示を受け、看護師や理学療法士等が、在宅療養上の援助や指導を定期的に提供するサービスです。
- 2) リハビリ職員のみの訪問をご希望される場合にも、制度上、病状把握の目的で、定期的に看護師の訪問をさせていただくことになっております。

◇病状の観察（血圧、体温、脈拍、呼吸状態など）	◇日常生活の支援や助言（食事、排泄、療養環境の整備など）
◇清潔援助（入浴介助、清拭、洗髪、手浴、足浴など）	◇医療器具の管理（カテーテル類、酸素吸入、呼吸器など）
◇床ずれの予防及び手当	◇リハビリテーション
◇福祉用具導入時の相談や使い方の指導	◇家族への介護指導など
◇終末期ケア	◇医師との連絡連携調整 その他

7. サービス提供について

1) サービスの内容について

- ・本事業所のサービスは、ケアマネジャーのケアプランに沿って「訪問看護計画書」を毎月作成し計画的に提供します。訪問看護回数や内容は、ご利用者の身体状況、生活状況、ご要望を踏まえ、ご本人やご家族の同意を得た上で決めさせていただきます。

2) 記録について

- ・本事業所は、「訪問看護計画書」を毎月、ご利用者やご家族に提示し同意（署名、確認印）を頂きます。また、主治医、居宅支援事業者にも定期的に提出致します。
- ・ご利用者の身体状況や生活状況の変化時は、速やかに居宅介護支援事業者との連携調整を行い、訪問内容を見直します。その際「訪問看護計画書」を変更作成し、同意（署名、確認印）を頂きます。
- ・本事業所は、訪問した翌月に訪問状況を記載した「看護実績」をお渡しします。
- ・本事業者は、訪問看護に関する記録などを訪問終了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

- 2) サービス提供時は、担当の看護師、理学療法士等を決めさせていただき、定期的なサービスの提供を致します。但し、途中で担当者の変更もありますので、ご了承下さい。その際は、予めご利用者やご家族に説明すると共に、不利益が生じないように十分配慮いたします。

- 3) 地震や集中豪雨、台風上陸、大雪等の自然災害が発生した場合、訪問時間の遅延やサービス提供が困難となる場合があります。可能な限りご連絡を差し上げるよう努力いたしますが、状況によっては連絡できない場合があります。ご了承ください。

- 4) 事業者は、賠償責任保険に加入しており、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その障害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合には、この限りではありません。

8. 緊急時の対応について

- 1) サービス提供時の事故発生やご利用者の体調悪化などの緊急時には速やかに、下記のご家族にご連絡の上、主治医、居宅介護支援専門員などに連絡し、対応をさせていただきます。

ご家族	1	氏名	電話		間柄	
	2	氏名	電話		間柄	

9. 利用者負担金 （別表参照）

- 1) ご利用者から頂く利用者負担金は別表のとおりです。全て法令に基づいて定められています。
- 2) 訪問看護サービスの利用に当たっては法令で年齢や疾患等により医療保険、介護保険の利用を決められています。
- 3) 介護保険・医療保険それぞれ利用される保険の負担割合に順じます。
- 4) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が支給限度額を超える場合を含む）は、全額自己負担となります。
- 5) 介護保険は療養費に交通費が含まれていますが、医療保険では含まれないため別途請求になります。
- 6) サービス実施に必要なご利用者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者の負担となります。
- 7) 当事業所は、サービス提供体制強化加算※1 の算定要件に適合しており、介護保険でのご利用に関しましては、所定単位数の6単位を加算させていただきます。
- 8) 当事業所は、看護体制強化加算※2、機能強化型訪問看護ステーションⅡ※3 の算定要件に適合しております。
- 9) ご利用者の終末期においてターミナルケアの提供を行った場合、ターミナルケア加算を算定させていただきます。
- 10) その他の加算算定は、下記のとおりです。サービス利用経過の中で、加算が追加された場合は、説明を行い同意の上追加させていただきます。

介護保険	☐ 緊急訪問時看護加算 ☐ 特別管理加算（Ⅰ） ☐ 特別管理加算（Ⅱ）
予防介護保険	☐ 予防緊急訪問時看護加算 ☐ 予防特別管理加算（Ⅰ） ☐ 予防特別管理加算（Ⅱ）
医療保険	☐ 24 時間対応体制加算 ☐ 特別管理加算 (5, 000) ☐ 特別管理加算 (2, 500) ☐ 交通費（ ） ☐ 退院時共同指導加算 ☐ 特別管理指導加算 ☐ 訪問看護情報提供療養費Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ

※1 サービス提供体制強化加算とは、良質な人材の確保とサービスの向上を図る観点から、サービス提供体制の整備、良質な人材確保などの対応に取り組む事業所についての加算
※2 看護体制強化加算とは、在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する観点から、緊急時訪問看護加算、特別管理加算やターミナルケア加算のいずれについても一定割合以上の実績等がある事業者についての加算
※3 機能強化型Ⅱとは、ターミナルケアの実施や重症児・者を積極的に受け入れる体勢を評価した療養費

10. キャンセル等

- 1) ご利用者がサービス利用の中止をする際には、すみやかに当事業所までご連絡ください。
- 2) ご利用者のご都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、利用者負担金の100%をキャンセル料として申し受けますのでご了承ください。ただし、ご利用者の容態の急変など、緊急でやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

11. 留意事項について

- 1) 看護師は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭管理の取り扱いは致しません。
- 2) 看護師に対する贈り物や飲食のもてなしは、御遠慮させていただきます。
- 3) 看護師個人の連絡先についてはお教えできないことになっております。訪問看護ステーションの24時間体制をご利用された場合に事業所の携帯電話番号をお伝えさせていただきます。
- 4) 動物を飼われているご家庭は、ゲージに入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願いします。
- 5) 職員への著しい不信行為（暴言、暴力、ハラスメント、過剰なサービスの要求等）により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

12. 第三者評価の実施状況 ： 実施しておりません

13. 虐待防止・身体拘束等に関する事項について

- 1) 虐待防止のため担当者を置き、委員会の開催（月1回）、指針の整備、定期的に研修を実施しております。
- 2) 当事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報致します。
- 3) 利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行うことはありません。但し身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録します。

14. 感染症の発生及び、まん延等に関する取り組みについて

- 1) 当事業所では、感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底をするために、委員会の開催（月1回）、指針の整備、研修の実施、訓練を実施しております。

15. 業務継続に向けた計画等の策定について

- 1) 当事業所では、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を実施しています。

16. 研修について

本事業所では、看護師の質的向上を図るため研修の機会を設けています。

- 1) 新任研修：採用後1年未満 法人と組織の理解と業務の実際を学ぶ研修
2) 現任研修：在宅事業部の理念に沿った事業所運営に積極的に取り組むことができる研修
3) 訪問看護に必要な研修：個人情報、プライバシー保護、倫理規定、ハラスメント防止等の研修

17. 相談、苦情受け付け窓口及び、緊急時の連絡先

★サービスに対する相談・要望・苦情などは、お気軽に担当看護師、管理者、副管理者、主任にお伝え下さい。

都筑区医師会訪問看護ステーション		月～土（9：00～17：15）
管理者：宮島 佳代	副管理者：鈴木 保代	045-913-5181

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

横浜市都筑区福祉保健センター 高齢・障害支援課	045-948-2306
横浜市青葉区福祉保健センター 高齢・障害支援課	045-978-2479
横浜市港北区福祉保健センター 高齢・障害支援課	045-540-2325
川崎市宮前区役所 高齢・障害課	044-856-3242
横浜市 はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）	045-263-8084
横浜市福祉調整委員会（横浜市健康福祉局 相談調整課）	045-671-4045
神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険部（苦情相談窓口）	045-329-3447
かながわ福祉サービス運営適正化委員会	045-311-8861

サービス契約に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 （事業者） 住 所 〒224-0015 横浜市都筑区牛久保西1-20-21

一般社団法人横浜市都筑区医師会

事業者名 都筑区医師会訪問看護ステーション

代表者名 会長 深 澤 立

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づき事業者から重要書類の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始の同意を致しました。

令和 年 月 日 〒
(利用者) 住 所

氏 名

上記代理人（又は、立会人） 〒

住 所

氏 名